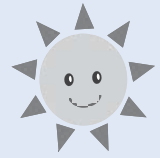


申請を受け付けています



住宅用の補助金交付制度があります

●対象者 次の全てに当てはまる人

- ◇自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置、または、太陽光発電システム付の新築住宅を購入
- ◇平成 24 年 4 月 1 日以降に住宅用太陽光発電システムの設置などの契約を締結し、電力会社と電灯契約および余剰電力の販売契約を締結
- ◇市に住民登録している
- ◇市税に滞納がない
- ◇暴力団関係者でない

●補助上限 4kw

●補助金額

- ◇基準額 1kw あたり 3万円
- ◇加算額 設置などの契約の相手が市内の事業者の場合は、1kw あたり 5000 円を加算


●申請期限 平成 31 年 3 月 29 日(金)

※予算がなくなり次第、終了します。

●注意事項

- ※住民票と、市税に滞納のない証明書を本人以外が請求する場合は、委任状が必要です。
- ※発電システムを設置し電力会社と余剰電力受給契約を締結後に補助金を申請してください。
- ※郵送による申請は、受け付けません。
- ※補助金の交付を受けた人は、毎月の発電量を記載した定期報告書（年 1 回）を 2 年間提出する必要があります。

申請に必要な書類

	必要書類	備考
①	補助金交付申請書	市ホームページからダウンロード可
②	設置した住宅の位置図	住宅の位置が正確に分かるもの
③	設置などに関する契約書の写し	
④	設置した発電システムの写真 	◇建物と発電システム全体 ◇太陽電池モジュール ◇パワーコンディショナ全体 ◇パワーコンディショナの銘板 ◇売電メーター
⑤	発電システムの仕様書の写し	カタログの写しでも可
⑥	太陽電池モジュールの製造番号と出力特性を示す書類	市ホームページからダウンロード可
⑦	太陽電池モジュールの配置と枚数が分かる図面	記入例を市ホームページに掲載 任意の書式可
⑧	発電システムの設置に係る領収書と内訳書の写し	
⑨	電力会社との電力受給契約書の写し	余剰電力買取契約のみ
⑩	住民票	1 カ月以内に発行されたもの
⑪	市税に滞納のない証明書	1 カ月以内に発行されたもの

●申請と問い合わせ先

環境・最終処分場対策課環境政策担当 ☎(580) 1886

☒<http://www.city.onojo.fukuoka.jp/kurashi/kankyo/taiyoukou26.html>